

○競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程

(平20.3.31 題名改正)

(平成19年10月 1日 平成19・10・01製第 6号認可)

最終改正 平成25年 3月19日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、自転車競技法（昭和23年法律第209号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が実施する法第24条第6号に規定する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(平20.3.31・平25.3.19 一部改正)

(業務の運営)

第2条 本財団は、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のため、競輪公益資金（法第16条第2号の規定により本財団に交付される交付金をいう。）による補助事業（本財団が交付する補助金の対象となる事業をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、法及び自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）並びにこの規程に定めるところに従い、適正かつ効率的に行うものとする。

(平20.3.31 一部改正)

第2章 事業の選定の基準

(補助事業の選定の基準)

第3条 補助事業の対象となる事業は、体育事業、社会福祉事業、医療事業、文教関係事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与すると認められる事業とし、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (2) 事業の計画及び方法が、この補助がなくしては効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (3) 事業の計画及び方法が、営利を目的としないものであること。
- (4) 事業の予想する成果が特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。

(補助事業者の要件)

第4条 補助事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有すること。
- (2) 公益的団体であって法人格を有すること。ただし、地域振興の対象となる事業については、この限りではない。
- (3) 代表者の熱意、識見及び能力が信頼するに足りるものであること。
- (4) 補助事業者として不適当と認められる行為がなかったこと。

(平22.10.26・平23.7.27 一部改正)

第3章 補助の方法

(補助金交付の要望)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1の補助金交付要望書（以下「要望書」という。）を、本財団が第33条の規定により行う公示に従い、その定める期限までに提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者が、オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程（平成20年4月1日平成20・04・01製第23号認可）に基づき提出した要望書は、同時にこの規程に基づき提出されたものとみなす。
- 3 補助金の交付を受けようとする者が、自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程（平成19年10月1日平成19・10・01製第4号認可）又は小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程（平成20年4月1日平成20・04・01製第20号認可）に基づき提出した要望書について、それぞれの規程に基づく審査の結果、記載されている事業の一部又は全部が、この規程の第33条の規定により公示された補助方針に適合し、かつ、本財団が必要と認めるときは、当該事業の一部又は全部に関する要望書が第1項の規定に従い提出されたものとみなすことができる。

(平20.3.31 一部改正)

(補助要望の審査)

第6条 本財団は、前条の要望書の提出があったときは、当該要望に係る書類の審査を行うほか、必要に応じて現地調査、ヒアリング等（以下単に「調査等」という。）を行うものとする。

- 2 本財団は、必要があると認めるときは、前条の要望書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることができる。
- 3 本財団は、必要に応じて当該要望に係る事業を所掌する官庁の意見を聴くものとする。

(事業計画及び収支予算の作成)

第7条 本財団は、前条の審査の結果に基づき、競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する事業計画及び収支予算を作成し、法第27条第1項の規定に基づき、遅滞なく、経済産業大臣に認可を申請するものとする。

2 前項の事業計画は、あらかじめ公益事業振興補助事業審査・評価委員会が審査した結果をもとに作成する。

(平20. 3. 31・平22. 10. 26 一部改正)

(補助事業の計画に関する内定通知)

第8条 本財団は、前条の事業計画及び収支予算につき経済産業大臣の認可を受けた後、様式第2の内定通知により、補助する事業、補助金額及び補助事業者の提出すべき申請書の提出期限等必要な事項を付して、内定を通知するものとする。

(補助金交付申請)

第9条 補助事業者は、前条の内定通知を受け、これを受諾した場合は、様式第3の補助金交付申請書を本財団に提出しなければならない。ただし、補助事業者が定められた期限内に申請書が提出できない場合は、あらかじめその理由及び提出予定期日を記載した様式第4の申請書を本財団に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金の交付の決定)

第10条 本財団は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付に関する決定通知)

第11条 本財団は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助事業者に対し、様式第5の補助金交付決定通知により、事業の内容等所要の事項を通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知を受けた場合は、様式第6の事業の実施に関する誓約書を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。

(平22. 10. 26 一部改正)

(補助金交付の辞退)

第12条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けた後、やむを得ない事情により補助金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を、遅滞なく、本財団に提出しなければならない。

2 本財団は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(平22.10.26 一部改正)

第4章 事業実施の方法

(善良な管理者の注意義務)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の補助金交付決定通知に記載されている事項に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助金の目的外使用禁止及び経理区分)

第14条 補助事業者は、補助金を補助事業以外の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する経理については、他の経理と区分し、所要の帳簿類を備え、経済産業大臣の認可を受けて別に定める競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則（以下「補助細則」という。）により処理しなければならない。

(平20.3.31 一部改正)

(補助金の流用制限)

第15条 補助事業者は、補助細則に定める支出費目間の金額の流用を行おうとする場合は、あらかじめその理由を記載した様式第7の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。

(補助事業の計画の変更等)

第16条 補助事業者は、補助事業の計画及び方法を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由、内容及び変更に係る事業の収支予算を記載した様式第8の申請書を本財団に提出し、承認を得なければならない。

(平20.3.31・平22.10.26 一部改正)

(補助事業の状況報告)

第17条 補助事業者は、9月30日現在の補助事業の状況に関し、様式第9の報告書を10月31日までに本財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の承認を得て補助事業を年度を越えて実施しようとする場合は、当該年度末現在の補助事業の状況に関し、様式第9の報告書を翌年度の4月30日までに本財団に提出しなければならない。

第18条 本財団は、前条の報告のほか、必要があると認めるときは、随時報告を徴収し、又は、補助事業者に対し、指導及び調査を行うことができるものとする。

(補助事業の完了報告)

第19条 補助事業者は、当該事業の完了後2月以内に、様式第10の完了報告書を本財団に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20条 本財団は、前条の報告を受けた場合は、その補助事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、補助事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。

2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。

3 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ補助事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。

(平22.10.26 一部改正)

第5章 補助金支払の方法

(補助金支払区分)

第21条 補助金の支払の区分は、精算払、分割払及び前金払とする。

(補助金支払の申請)

第22条 補助事業者は、補助金の支払を申請するに当たって精算払による場合は、証拠書類の写しを添えた様式第11の申請書を本財団に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の支払を申請するに当たって分割払又は前金払による場合は、分割払又は前金払を必要とする理由及び経費の明細書等必要な書類を添えた様式第12の申請書を本財団に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第23条 本財団は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、必要に応じて調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金を支払うものとする。

第6章 雑則

(取得物件の管理及び処分)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得した物件については、当該事業完了後においても、次条に定める期間中は、当該物件を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 本財団は、必要があると認めるときは、補助事業により取得した物件の管理状況を調査することができるものとする。
- 3 補助事業者は、次条に定める期間内において、物件を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめその理由を記載した様式第13の申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助物件の管理期間)

第25条 補助事業により取得した物件の管理期間は、補助事業の完了の日の属する年度（本財団の会計年度）の終了後5年間とする。ただし、本財団が必要と認める場合においては、その期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(無体財産権の取得等に関する報告)

- 第26条** 補助事業者は、補助事業により特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権又は著作権（以下「無体財産権」という。）を取得したときは、本財団に報告するものとする。
- 2 補助事業者は、第20条第1項に定める補助金の額の確定（以下単に「補助金の額の確定」という。）後5年までの期間内において無体財産権を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその理由を記載した申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業確定後の監査)

- 第27条** 本財団は、補助金の額の確定後2年間の期間内において必要があると認めるときは、補助事業の実施の適否及びその成果に関し、補助事業を監査することができるものとする。
- 2 本財団は、前項の監査を行うときは、あらかじめ補助事業者に期日その他必要な事項を通知するものとする。
 - 3 本財団は、監査の結果、補助事業の実施状況及びその成果が著しく不相当と認められるときは、補助事業者に対し、所要の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(関係書類の保存期間)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿、証拠書類その他の関係書類を、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までは、保存しておかななければならない。

- (1) 第23条の規定による補助金の支払を受けた日から5年を経過する日
- (2) 補助金の額の確定から2年を経過する日

(補助金等の返還)

第29条 補助事業者は、第20条第1項の規定により補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超える補助金の支払を受けているときは、本財団が通知する期限までに返還しなければならない。

2 補助事業者は、第24条第3項の規定により物件を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を本財団に返還しなければならない。ただし、本財団の承認を得た場合は、この限りでない。

(補助金交付決定の取消し等)

第30条 本財団は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 事業を中止した場合
- (3) 事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合
- (4) 第4条各号の要件に適合すると認められなくなった場合
- (5) 第20条第1項の調査又は第27条第1項の監査を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (7) その他この規程又はこの規程に基づく処分に違反したと認められる場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(平22.10.26 一部改正)

(補助金の返還請求)

第31条 本財団は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

第32条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本財団に納めなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を求められ、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本財団に納めなければならない。

3 本財団は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(公示)

第33条 本財団は、毎事業年度開始の3月前までに、当該年度の補助事業に関し、補助金交付要望書の提出先、提出期限、提出書類その他必要な事項を公示するものとする。

2 前項の公示は、補助対象事業の特性に応じた媒体（新聞、テレビ、本財団ホームページ

等)を有効に活用して広範に周知する。

(平22.10.26 一部改正)

(補助事業の表示)

第34条 補助事業者は、補助事業を実施する場合には、本財団が別に定める方法により補助事業である旨の表示を行わなければならない。

(補助事業の公開)

第35条 補助事業者は、補助事業の実施内容及び成果に関する情報を公開するものとする。

2 本財団は、補助事業により得られた成果を適切な方法により第三者に開示し、又は公表するものとする。

(その他)

第36条 この規程及び補助細則に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、本財団が別に定める。

附 則

1 この規程は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成19年10月1日）から施行する。

2 この規程の施行前に日本自転車振興会（以下「旧法人」という。）の「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行なうための業務方法に関する規程」の規定に基づき旧法人が行った決定、旧法人に対してなされた申請その他の行為は、この規程の相当規定に基づき本財団が行った決定、本財団に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月31日 平成20・03・28製第48号認可）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月26日 平成22・10・22製第7号認可）

この規程は、平成22年10月26日から施行する。

附 則（平成23年7月27日 平成23・07・20製第8号認可）

この規程は、平成23年7月27日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この規程は、公益財団法人JKAの登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする
事業に関する補助金交付要望書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A

会長

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

下記の事業を行いたいので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を要望します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象経費総額
- 3 補助金交付要望額
- 4 補助金を必要とする理由
- 5 補助事業の概要
- 6 事前計画/自己評価
- 7 事業者の概要
- 8 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予定の有無
- 9 連絡先

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者名

公益財団法人 J K A
会長名

印

〇〇年度競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする
事業に関する補助金交付内定通知

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって補助交付要望のありました事業に対する補助金交付につきましては、別紙のとおり内定しましたので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第8条の規定に基づき通知します。

つきましては、同規程第9条に基づく補助金交付申請書を〇〇年〇〇月〇〇日までに本財団に提出して下さい。

なお、期日までに同申請書を提出されない場合は、受諾の意思がないものとして取り扱います。

(別紙)

- 1 補助事業名
- 2 補助事業者
- 3 補助事業計画
 - (1) 目的
 - (2) 内容
 - (3) 実施場所
- 4 補助金の限度額
- 5 事業の完了期限

様式第3（第9条関係）（平20.3.31・平22.10.26・平25.3.19 一部改正）

競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする
事業に関する補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A

会長

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者氏名） 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって内定通知を受けた下記の事業を行いたいの
で、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための
業務方法に関する規程」第9条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助対象経費総額
- 3 補助金交付申請額
- 4 事業の計画
- 5 事業の収支予算
- 6 事前計画/自己評価
- 7 当該事業に関し、他の団体に対する補助申請又は補助申請予定の有無
- 8 連絡先
- 9 添付書類

様式第4（第9条関係）（平20.3.31・平25.3.19 一部改正）

競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする
事業に関する補助金交付申請書提出期日延期申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A

会長

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者氏名） 印

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって内定通知を受けた下記の事業について、
「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務
方法に関する規程」第9条の規定に基づき、補助金の交付申請書の提出期日を延期したいので
承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 延期の理由
- 3 申請延期期限

番 号
年 月 日

補助事業者名
代表者名

公益財団法人 J K A
会長名

印

〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業の競輪公益資金による補助金交付決定通知

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって補助金交付申請のありました標記事業については、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第11条の規定に基づき通知します。

記

- 1 事業の内容
- 2 補助金の限度額
- 3 事業の完了期限
- 4 補助金の支払方法
- 5 交付条件

競輪公益資金による補助事業実施に関する誓約書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A

会長

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者氏名） 印

「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」を実施するに当たって、貴財団より前記事業の補助を受けることについては、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」、「補助事業実施に関する事務手続要領」及び「補助金の交付決定通知」（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇〇第〇〇号）に記載されている諸事項を遵守し実施することを誓約します。

また、「補助事業完了報告書」と共に提出する調査報告書、研究論文等の成果物、その他貴財団に提出する一切の資料（動画・写真を含むがそれに限られない）を、貴財団が、貴財団のホームページにおいて公表するのに必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、翻案、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び、第三者の素材と一緒に編集することを許諾します。

競輪公益資金による補助金の費目の流用に関する承認申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A
会長 殿

住 所
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」

上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第15条の規定に基づき、下記の理由により補助金の費目の流用をしたいので、承認を申請します。

記

- 1 理由
- 2 費目の流用に関する明細書
(新旧対照として、その積算を明らかにすること。)

競輪公益資金による補助事業の計画の変更に関する承認申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A
会長 殿

住 所
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」

上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり事業計画の一部を変更したいので、承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（新旧対照とする。）
- 3 変更に係る事業の収支予算書

競輪公益資金による補助事業の状況に関する報告書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A

会長

殿

住 所

氏 名（名称及び代表者氏名） 印

補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」

上記補助事業の状況について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況

2 物件取得状況

競輪公益資金による補助事業の完了報告書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A
会長 殿

住 所
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」

上記補助事業は、〇〇年〇〇月〇〇日完了したので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第19条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の実施内容及び成果に関する報告書
- 2 事業の収支決算に関する報告書
- 3 取得物件に関する報告書
- 4 事前計画／自己評価
- 5 補助事業概要の広報資料

競輪公益資金による補助金の精算払申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A
会長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」

上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第22条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり精算払の方法により補助金の支払を申請します。

記

- 1 補助金支払申請額
- 2 補助金の支払の対象となるもの
(注) 証拠書類の写しを添付すること。

競輪公益資金による補助金の分割払(前金払)申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A

会長

殿

住 所

氏 名(名称及び代表者氏名) 印

補助事業名「〇〇年度〇〇〇〇〇〇補助事業」

上記補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり分割払(前金払)の方法により補助金の支払を申請します。

記

- 1 補助金支払申請額
- 2 補助金の支払の対象となるもの
- 3 補助金の分割払又は前金払を必要とする理由及び経費明細書等必要な書類

競輪公益資金による補助事業により取得した物件の処分に
関する承認申請書

番 号
年 月 日

公益財団法人 J K A

会長

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

補助事業により取得した物件を譲渡 (交換、貸付け、担保等) したいので、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第24条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 譲渡 (交換、貸付け、担保等) の理由
- 2 譲渡 (交換、貸付け、担保等) を希望する物件の名称、型式及び数量 (様式は「取得物件報告書」の例による。)
- 3 譲渡 (交換、貸付け、担保等) の相手先の住所、氏名
- 4 譲渡 (交換、貸付け、担保等) の条件